

<喜成会ホームヘルプサービス・ホームヘルプサービス六十谷 サービス利用料金>

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）での料金は次の通りです。尚、端数処理の関係上。実際の金額とは多少異なる場合があります。

	サービスに要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 (30分増す毎に)
身体介護	1. 利用料金	1,896円	2,813円	4,449円	6,460円	7,377円 (917円)
	2. 訪問介護処遇改善加算 I (13.7%)	260円	386円	610円	885円	1011円 (126円)
	3. 費用総額	2,156円	3,199円	5,059円	7,345円	8,388円 (1,043円)
	4. サービス利用に係る自己負担額					
	1割	216円	320円	506円	735円	839円 (105円)
	2割	432円	640円	1014円	1469円	1678円 (209円)

	サービスに要する時間	45分未満	45分以上
生活援助	1. 利用料金	2,094円	2,584円
	2. 訪問介護処遇改善加算 I (13.7%)	287円	355円
	3. 費用総額	2,381円	2,939円
	4. サービス利用に係る自己負担額		
	1割	239円	294円
	2割	477円	588円

☆身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に、引き続き所要時間 20 分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行ったときの料金は以下のとおりです。

身体介護中心型に引き続いて行う生活援助中心型の訪問介護の所要時間	20分以上 45分未満	45分以上 70分未満	70分以上
1. 利用料金	760円	1,531円	2,302円
2. 訪問介護処遇改善加算 I (13.7%)	105円	210円	316円

3. 費用総額		865 円	1,741 円	2,618 円
4. サービス利用に係る自己負担額	1割	87 円	175 円	262 円
	2割	173 円	349 円	524 円

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

☆平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・ 夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）：25%
- ・ 早朝（午前 6 時から 8 時まで）：25%
- ・ 深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）：50%

☆別に厚生労働大臣が定める地域（中山間地域等）に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定訪問介護を行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

☆緊急時訪問介護加算

身体介護について利用者又はその家族からの要請に基づき、指定訪問介護事業所のサービス提供責任者が指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携し、当該介護支援専門員が必要と認めた場合に、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等が当該利用者の居宅サービス計画において計画的に訪問することになっていない指定訪問介護を緊急に行った場合は、1 回につき 100 単位を加算する。

☆初回加算

指定訪問介護事業所において、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回もしくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った場合又は当該指定訪問介護事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1 月につき 200 単位を加算する。

☆訪問介護職員処遇改善加算（I）

1 月につき所定単位数の 1000 分の 137 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

（尚、当該加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外されます。）

☆生活機能向上連携加算

訪問リハビリテーション実施時にサービス提供責任者とリハビリテーション専門職が、

同時に利用者宅を訪問し、両者の共同による訪問介護計画を作成した場合は、1月につき100単位を加算する。

☆特定事業所加算

当事業所は以下の特定事業所加算Ⅱを加算いたします。

項目	加算割合	条件
特定事業所加算Ⅱ	10%	体制要件、人材要件に適合する場合

☆2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合\*は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

\*2人の訪問介護員でサービスを行う場合

- (例)
- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
  - ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(二者契約書第5条・8条、三者契約書5条・9条参照)

\* 以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 (30分増す毎に)
身体介護	3,053円	4,834円	7,012円	8,012円 (1,000円)
	45分未満	45分以上		
生活援助	2,271円	2,802円		

## ②複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。(1枚につき 10円)

☆平常の時間帯(午前8時から午後6時)以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

- ・夜間(午後6時から午後10時まで): 25%
- ・早朝(午前6時から8時まで) : 25%
- ・深夜(午後10時から午前6時まで): 50%

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

## (3) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区(但し、中山間地域等は除く)にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。尚、自動車を使用した場合の交通費は、次の額をお支払いいただきます。

- ◆ 通常の事業実施地域を超えた地点から片道25km未満 1,000円
- ◆ 通常の事業実施地域を越えた地点から片道25km以上~35km未満 2,000円
- ◆ 通常の事業実施地域を越えた地点から片道35km以上は、3km毎に300円加算する。